

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和元年12月20日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

- 18番 市川圭一君

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

## 令和元年第3回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和元年12月20日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第59号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 2. 議案第60号 牛久市下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第 3. 議案第61号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第62号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第63号 牛久市水洗便所改造資金助成条例を廃止する条例について
- 日程第 6. 議案第64号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7. 議案第65号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第66号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9. 議案第67号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10. 議案第68号 令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11. 議案第69号 物品購入契約の締結について
- 日程第12. 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日程第13. 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日程第14. 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第15. 議案第73号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16. 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第17. 意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第18. 意見書案第3号 「労働者協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について
- 日程第19. 請願第 2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書
- 日程第20. 請願第 3号 「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願
- 日程第21. 議員提出議案第4号 牛久市職員のハラスメント防止に関する条例について
- 日程第22. 閉会中の事務調査の件

追加日程第1. 決議案第3号 市川圭一君に対する監査委員の辞職勧告決議について

午前10時04分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

18番市川圭一君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第4号の1件が提出されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第59号ないし日程第16、議案第74号の16件、日程第17、意見書案第2号及び日程第18、意見書案第3号の2件、日程第19、請願第2号及び日程第20、請願第3号の2件を一括議題といたします。

○

議案第59号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第60号 牛久市下水道事業の設置等に関する条例について

議案第61号 牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 牛久市水洗便所改造資金助成条例を廃止する条例について

議案第64号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

議案第65号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第67号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第68号 令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 物品購入契約の締結について

議案第70号 指定管理者の指定について

議案第71号 指定管理者の指定について

議案第72号 指定管理者の指定について

議案第73号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

議案第74号 損害賠償の額を定めることについて

意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

意見書案第3号 「労働者協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について

請願第 2 号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

請願第 3 号 「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願

○議長（石原幸雄君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員会委員長。

令和元年12月20日

牛久市議会議長殿

総務常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 61 号	牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 62 号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 64 号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第 73 号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第 74 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
請願第 2 号	二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書	継続審査

〔総務常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○総務常任委員長（黒木のぶ子君） 総務常任委員会委員長審査報告。

令和元年12月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御

報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第61号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、一般職の勤勉手当の率の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について、令和元年度からの支給月数を年0.05カ月引き上げるものであります。

議案第62号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、平成31年4月にさかのぼって若年層の給与月額を平均0.1%引き上げ、あわせて勤勉手当について令和元年度からの支給月数を0.05月引き上げるものであります。また、令和2年4月1日から住居手当の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものであります。

議案第64号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入の主なものについては、個人番号カードの活用促進及び取得促進の事業に係る国庫補助金の増額計上、また本補正予算の調整に伴う財政調整基金繰入金金の減であります。また、歳出の主なものについては、平成30年度の公債費における元金及び利子の確定による減額や、牛久市議会議員選挙の執行額確定に伴う減額、また一般会計における人件費が全体で約1,500万円の増額となるものです。

審査に当たり委員からは、自治総合センターコミュニティ助成金に関して、当初2行政区の予定だった助成先が1行政区となったことについて、その経緯について質疑がなされ、市執行部からは当初2行政区について申請を行ったが、1行政区のみの採択となったとの答弁がありました。

議案第73号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入の主なものについて、本補正予算に係る必要な財源として、財政調整基金から2億9,400万円を繰り入れるものであります。また、歳出については、台風15号に伴う賠償が発生したことによる賠償金額の計上であります。

審査に当たり委員からは、今回発生した事故について、防犯のぼり旗の設置はどこが行っているのか、またその効果をどのように考えているのかについて質疑がなされ、市執行部からは、のぼり旗の設置については、市と行政区との協議の上、行政区に設置してもらっている、また、

行政区からの要望も多く、種類も多岐にわたっていることから、効果的に活用されていると考えているとの答弁がありました。また、今後の再発防止についての質疑があり、市執行部からは、設置箇所も多いことから、各行政区の協力のもと、台風接近の際の対策や設置状況の確認を行っていききたいとの答弁がありました。

議案第74号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、令和元年9月9日、牛久市南5丁目地内において、市が設置した防犯のぼり旗が台風15号による強風に飛ばされ、駐車していた車両に直撃し、同車両に損害を与えたことについて、当事者と示談し、損害に対する賠償の額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、今回のような損害賠償を伴う事故はよく発生するものなのかについて質疑がなされ、市執行部からは、今回のような事故は初めての事案であったとの答弁がありました。

請願第2号は、令和元年第2回定例会から継続審査となっていた二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書であり、大規模災害発生時に避難者の方々のSOS通話、通信及び情報収集発信の手段として災害に強い公衆無線LANの設置を二次避難所で提供できるように求めるものであります。

審査に当たり委員からは、市の防災に関する情報伝達等の整備計画がまだ具体的にできていない状況であり、その計画が策定された上で当該請願の採否を判断したいため、継続審査とすべきであるとの意見がありました。

以上、6件であります。

討論において、委員からは議案第61号及び議案第62号について人事院勧告を受けての改正であることは理解するものの、消費税の増税等により、国民が負担を強いられている現状において市特別職や市職員の給与等が上がることは認められないとの発言がありました。

付託されました案件について審査の結果、議案第61号、議案第62号、議案第64号は賛成多数により、議案第73号及び議案第74号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号については、委員から、継続審査を求める意見があり、採決の結果、賛成多数により継続審査とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、守屋教育民生常任委員長。

---

令和元年12月20日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 守屋常雄

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第59号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について	原案可決
議案第64号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第65号	令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第67号	令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第68号	令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第69号	物品購入契約の締結について	原案可決
議案第70号	指定管理者の指定について	原案可決
意見書案第2号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について	原案可決
請願第3号	「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願	不採択

〔教育民生常任委員長守屋常雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

令和元年12月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月17日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第59号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、認可保育施設の基準を定めるもので、主な改正内容はゼロ歳児から2歳児までの児童を保育する小規模保育施設は、3歳児以降の児童が進級する保育連携施設を確保しなければならないが、市長が特段認める場合には、確保しないことができる内容の規制を緩和する条文第42条第4項を加えるものであります。

また、幼児教育保育無償化により、3歳児クラス以上の保育料は、無償になりますが、食材費は無償化の対象ではないため、食材費を保護者から徴収する規定第13条第4項第3号が加えられるなど、市条例を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、公立幼稚園及び社協に委託している公立保育園の現在の園児数と次年度以降の児童数をどのようにシミュレーションしているのか質疑がなされました。市執行部からは、11月1日現在、公立保育園の児童数は364名、社協保育園を含めた私立保育園は1,332名、認定保育園は107名、小規模保育園は38名であるとの答弁があり、次年度以降の保育児童数については、来年度小規模保育園が1園開園予定であり、本年度同様の保育児童につきましては、待機児童のない状態であるとの答弁がありました。

議案第64号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、児童クラブ運営における支援員の確保について、市職員としての任用を補完する方法として、人材派遣委託の予算計上をするものであります。

本件は、当初予算では、市任用の支援員、人材派遣を合わせて119名、支援員の報酬が1億1,300万円程度、人材派遣が1,500万円程度の予算計上しておりますが、現在の決算見込みから、当初見込みよりも人材派遣の支援員数が多くなるため、人材派遣委託料を増額するとともに、委託料の増額分と同額について支援員の報酬について減額を行っているものであります。

審査に当たり委員からは、児童クラブの現在の支援員数、人材派遣の人数、派遣会社は何社に委託しているのか、委託会社名や人材派遣の賃金、また、人材派遣の支援員の増員数や増員される児童クラブについて質疑がなされました。市執行部からは、10月末現在、116名の支援員が勤務しており、そのうち支援員が104名、人材派遣が12名確保しており、派遣会社は、入札により1社、今年度は株式会社つくば電気通信に委託し、単価は市任用の初期の任用金額よりも高目の設定になっている。また、児童クラブ支援員の全体枠の増員はありませんが、市任用の支援員が当初想定したよりも雇用が少なかったため、人材派遣の支援員の割合がふえ、人材派遣委託料が増額となり、その増額について支援員の報酬を減額しているとの答弁がありました。

議案第65号は、令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであり、歳入歳出それぞれ948万8,000円を減額し、81億8,851万2,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、職員給与等で311万2,000円の増額、保険給付費のうち出産育児一時金におきまして、出産見込み数を当初の75名から45名に下方修正し、1,260万円を減額し、これに伴いまして歳入面で一般会計からの繰入金金を減額補正するものであります。

審査に当たり委員からは、出産育児一時金に関連して今後5年間の出生数をどのように想定しているのか質疑がなされ、市執行部からは、国民健康保険の出生数ですが、社会保険の適用の拡大により減少しており、現在短期労働者月額8万8,000円以上で、事業所の規模501名以上が社会保険の適用となっていますが、令和4年度以降から事業所の規模101名以上、その後51名以上まで拡大する予定となっており、それに伴いまして国保の出生数も減少見込みであるとの答弁がありました。

議案第67号は、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ153万4,000円を追加するものです。

内容としましては、年度途中で正職員が退職し、退職補充として臨時職員を雇用した人件費の計上であります。

議案第68号は、令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであり、歳入歳出それぞれ3,288万6,000円を増額し、総額17億5,688万6,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、平成30年度の医療費負担金の確定により生じた不足額1,158万6,000円の精算と健康診査委託料等の増額補正であり、これに伴いまして歳入額の繰入金金の増額補正をするものであります。

議案第69号は、物品購入契約の締結についてであります。本件は、令和元年度ひたち野うしく中学校図書購入契約についてであります。契約方法は随意契約、契約金額は2,474万7,763円、ひたち野うしく中学校メディアライブラリーの蔵書、1万2,011冊の図書購入を行うものであります。

審査に当たり委員からは、本議案に関連して今後、市内公立小、中学校の電子書籍等の導入について質疑がなされ、市執行部からは、これからデジタル教科書が各教科に入り充実してきます。また、教育委員会としては、ノートパソコンを充実していこうと考えており、学習指導の中で電子書籍を広めていこうと考えているとの答弁がありました。

議案第70号は指定管理者の指定についてであります。

本件は、こども発達支援センターのぞみ園の指定管理者といたしまして、牛久市社会福祉協議会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。選定までの経緯につきましては、市ホームページ及び広報紙により公募した結果、これまで、のぞみ園の指定管理者として実施しています牛久市社会福祉協議会1社から申請書が提出され、選定委員会の選定を経て選定したものであります。指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日となります。

意見書案第2号は、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてであります。

請願第3号は、「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願についてであります。

審査に当たり委員からは、内容的に至極もつともな内容だと思っておりますので、採択すべきとの意見がありました。

また、地元行政区の役員の方にお話を伺ったところ、このままでよいとの意見もあり、採択には反対であるとの意見や、この請願の現状の把握ができていないとの意見がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第59号、議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第68号及び議案第70号は全会一致により、議案第69号は、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第2号につきましては全会一致により可決すべきものと決し、請願第3号につきましては、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤産業建設常任委員長。

令和元年12月20日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 須藤京子

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 60 号	牛久市下水道事業の設置等に関する条例について	原案可決
議案第 63 号	牛久市水洗便所改造資金助成条例を廃止する条例について	原案可決
議案第 64 号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 66 号	令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 71 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 72 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 73 号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案 第 3 号	「労働者協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について	原案可決

〔産業建設常任委員長須藤京子君登壇〕

○産業建設常任委員長（須藤京子君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

令和元年 1 月 13 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 1 月 18 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 60 号は、牛久市下水道事業の設置等に関する条例についてであります。

本件は、下水道事業へ地方公営企業法の一部を適用することにより、経営状況や資産等を適切に把握し、設備の老朽化対策や更新といった事業に対し、経済性を発揮しながら運営できるよう、公営企業会計へ移行するため必要な事項を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、公営企業会計へ移行するに当たり人員の新規配置はあるのか、また、公営企業会計へ移行後も一般会計からの繰り入れは可能かとの質疑がなされ、市執行部からは、今年度から新規に職員を採用し、公営企業会計に関する研修を受けているところである。一般会計からの繰り入れも可能であるとの答弁がありました。

また、委員からは、地方公営企業法の全部適用ではなく、一部適用を選択した理由について質疑がなされ、市執行部からは、一部適用であっても全部適用と同様に財務諸表等を作成することから経理内容の明確化や透明性の向上を図ることが十分可能であると考えている。下水道

事業は全部適用が必須となっていることから、上水道事業を単独で有する自治体については、下水道事業についても全部適用を実施することになれば、上下水道事業の組織統合による人員削減や出納事務などの管理系事務の共通化による効率化が見込める。しかしながら牛久市の上水道は茨城県南水道企業団が供給していることから、下水道事業において全部適用を選択した場合、事務の効率化を見込めないばかりか人員の増員も必要になると考えている。そのような観点から一部適用を選択したとの答弁がありました。

議案第63号は、牛久市水洗便所改造資金助成条例を廃止する条例についてであります。

本件は、公共下水道の整備に伴い、本条例の目的である水洗便所の普及促進を達成したため、本条例を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、水洗化の状況について質疑がなされ、市執行部からは、平成30年度末の集計データによると、下水道処理区域内の人口は7万4,610人であり、水洗便所設置人口は7万3,313人であることから98.26%の水洗化率となっている。下水道処理区域内人口から水洗便所設置人口を差し引いた人口が浄化槽処理またはくみ取り便所設置の人口となるが、あくまで市として把握している限りでは、合併処理浄化槽人口が295人、単独処理浄化槽人口が98人、くみ取り便所設置人口が270人で、使用状況不明が634人であるとの答弁がありました。

議案第64号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）であり、当委員会所管の歳入の主なものとしては、県支出金は農業費補助金の減額計上であり、諸収入は一部繰り上げ償還による牛久都市開発貸付金元利収入の増額計上であり、歳出の主なものとしては、農林水産業費は茨城県機構集積協力金交付事業費補助金、及び農業整備事業補助金の増額計上であり、土木費は道路照明灯の電気料金の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、牛久都市開発株式会社からの償還が繰り上げ償還となった経緯について質疑がなされ、市執行部からは、今年度は据置期間として利子分の償還のみの償還計画となっていたが、9月20日付で貸付金の元金の一部である807万2,772円を繰り上げ償還すること、及び当該繰上金に該当する抵当権を抹消することについての承認願いが提出されたのを受け、9月25日付で一部繰り上げ償還の承認を行い、10月1日に入金が確認されたことにより、抵当権を抹消したものです。今年度の当初予算では元金の償還を予定しておらず、予算措置をしていなかったことから、今回の補正予算で予算措置を行ったものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、道路照明灯の電気料金を増額補正するに至った要因について質疑がなされ、市執行部からは、要因の一つとして燃料調整費や再生可能エネルギー発電促進賦課金などによる変動があり、もう一つは、1年間に使用が想定される電気料金を一括で前払いし、翌年

度は当該年度に使用が想定される電気料金に前年度の過不足を調整した金額を支払うことにより、料金の割引が受けられる一括前払い制度の活用が要因であるとの答弁がありました。

議案第66号は、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であり、繰越明許費は、9事業について本年度内に完了できない見込みであることから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであり、債務負担行為については、令和2年度におけるポンプ場電気保安管理業務等に関し、準備期間に日数を要することから新たに設定するものがあります。

議案第71号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、市が設置及び管理している貸貸自転車駐車場3カ所の指定管理者として、牛久都市開発株式会社を選定したことについて議会の議決を要するものであります。

審査に当たり委員からは、牛久都市開発株式会社から提出された申請書類には指定期間に当たる令和2年度から5年間の収支予算書等が含まれているが、同社の財政状況は5年前と大きく変化していると思われる。それらの書類が選定委員会でどのように審査されたのか質疑がなされ、市執行部からは、牛久都市開発株式会社の基本的な経営方針としては大きな変更はなく、施設の継続した管理運営に支障が出ないような提案と捉えており、同社の財政状況等ではなく、あくまで提案のあった内容に基づいて審査しているとの答弁がありました。

また、委員からは、当該施設の備品等に修繕の必要が生じたときの修繕費は指定管理者が負担するのかとの質疑がなされ、市執行部からは、備品の管理については協定に位置づけられており、指定管理以前に設置されている備品等については市の所有物として指定管理者に無償で貸与することとされており、その修繕については修繕費が50万円未満のものを指定管理者が、それを超える金額のものは協議により市が負担することになっているとの答弁がありました。

議案第72号は、指定管理者の指定についてであります。

本件は、市が設置及び管理している貸貸駐車場14カ所の指定管理者として、牛久都市開発株式会社を選定したことについて議会の議決を要するものであります。

審査に当たり委員からは、指定管理者による駐車場の清掃や草刈り等の維持管理スケジュールと、指定管理者に対して市としてどのような指導をしているかとの質疑がなされ、市執行部からは、市営駐車場に関しては最低でも月に一度は現地の点検をしているとのことであるが、管理に関して市民から苦情等が寄せられたときは、その都度、指定管理者に対して指導してきた経緯がある。先日の月次報告の際には、月に一度の点検以外にも清掃のために随時点検を行うよう指導したとの答弁がありました。

議案第73号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）であり、エスカード牛久ビルについて、フロア部分・エントランス部分等のリニューアル工事の実施に伴う牛久市負担分

の計上を行うものであります。

審査に当たり委員からは、工事の詳細な内容について質疑がなされ、市執行部からは、2階及び3階のフロアは、牛久市が所有する部分について照明のLED化、トイレの改修、天井の塗装、床の一部について張りかえ等の工事を実施するものに加え、現在のリニューアル案では1つのフロアに複数の店舗が出店する形態となっていることから、各テナントへの電気配線工事等についてもテナントの状況に合わせて実施することとなる。また、牛久駅からビル2階へのエントランス部分については、アーチの塗装、照明のLED化、既存のエスカートのサインの撤去と新設のほか、インナーモール部分の照明のLED化と天井の塗装等を実施するとの答弁がありました。

また、委員からは、工事の入札に際し、市として条件の指定や指導は行うのかとの質疑がなされ、市執行部からは、あくまで牛久都市開発株式会社が執行する入札であるが、市としては、公表している牛久市の指名業者のランクや業績などの資料を提供し、公平性と競争性を確保した上で業者を決定するよう意見として伝えているとの答弁がありました。

また、委員からは、1階にも共用部分があるはずだが、今回のリニューアル工事に含まれていない理由について質疑がなされ、市執行部からは、今回の工事はエスカート牛久ビルに人を呼び込むための玄関部分の改修と、2階及び3階部分にテナントを誘致するためという2つの側面から実施するもので、牛久駅からビルへの入り口はどこになるかということはビル全体を考えた上で非常に重要であるとの指摘がリーシングの会社などからなされていることや、テナントの出店に当たっても2階のエントランスからテナントまでの動線が重要視されていることから、まずは2階のエントランス部分の工事を優先して実施する必要があるとの答弁がありました。

その他、委員からは、リニューアル工事後のテナント入居の際に、新たな工事等において市の負担が発生する可能性はあるかとの質疑がなされ、市執行部からは、基本的に今後は市の負担は発生しないものと考えているが、水道やガスの引き込みがないテナントに水道等を使用する店舗を展開したいとのケースにおいては、市の負担が発生する可能性もあるとの答弁がありました。

意見書案第3号は、「労働者協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出についてであります。

本件は、労働者協同組合法（仮称）を早期に制定すること、簡便な手続で労働者協同組合が設立できるようにすること、及び労働者協同組合の業務従事組合員には労働関係諸法令を適用することなどを求めるものであります。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、執行部提出議案については、いずれも全会一致により内容適切なものであると認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また意見書案第3号につきましても、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。9番柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 教育民生常任委員会委員長に2つほど質疑させていただきます。

請願第3号の敬老の日式典への招待状の配布についての意見があったということで先ほど朗読でありました。先ほど読まれた以外にもあったのかどうかについて1つ質問であります。

2つ目は、賛成少数で不採択ということでありましたけれども、何対何であったのか、その2点についてよろしくお願ひします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。6番守屋常雄君。

[教育民生常任委員長守屋常雄君登壇]

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 2つございますけれども、柳井議員の御質問に対してお答えできるものは全部したいと思ひます。

まず、第1点ですが、賛成が2、反対が4であったと思ひます。それが1つですね。

もう一つの件については、牛久市議会会議規則第39条第4項の規定において、委員長の報告には自己の意見を加えてはならないこととなっておりますので、9番柳井君の質疑に回答はいたしません。

○議長（石原幸雄君） 守屋議員に申し上げます。着座のまま、暫時休憩いたします。

ここで質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

---

午前10時49分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

守屋常雄君。

[教育民生常任委員長守屋常雄君登壇]

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 申しわけございません。ちょっと応答を間違えてしまひまして。

まず、賛成が2、反対が4ですね、それが1つですね。

あと、もう一つについては、委員長報告に書いている以外については、ほかに意見はございませんでした。よろしいですか。済みません。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 請願第3号、「敬老の日」式典への招待状の配布についての討論であります。

私ども委員会では反対をいたしました。時間をかけ会派で十分な精査をさせていただき、その結果、賛成することとなりました。

今回の請願の趣旨は、敬老の日式典へのお誘いだけになっておりますが、自治体がしなければならない市民サービス提供の問題での討論であります。市民に対する市からの情報提供について基本的な考え方は、牛久市民である以上、市からの情報を受け取る権利があるということであり。地方自治法第10条第1項で、市町村の区域内に住する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2項で、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務、市民サービスの提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負うとあります。市民サービスを受ける権利があり、そして、その情報を提供され、受け取る権利もあるわけであり。

牛久市行政区運営費補助金交付要綱第3条補助金の額、この要綱によりますと、補助金の額は次の各号に定める額の合算額を限度とする。ただし、行政区以外の地域自治体の補助金の額は第2号に定める額を限度とする。

1つに、行政区等の広報紙配布戸数に応じて次に掲げる額として定めており、行政区や自治会に加入していない家庭は配布対象外とはなっておらず、したがって、配布をしなくてもいいという理由にはなりません。

これまで何人もの議員がこの問題で質問をしてきております。その答弁では、市として各行政区長や自治会長に未加入世帯にも配布をお願いしている。各公共施設にも置いてあるのでそれを利用してほしいとしておりました。広報紙等の配布は十分とは言えないと思いますが、牛

久市から費用の負担がなされております。しかし、広報紙を含めた市からのお知らせ配布は、ほぼボランティアとなっており、その仕事に不満も持っている方も多いと聞いております。これが現状ではないでしょうか。

市では、転居時、防犯、災害の近助、これは近く助けると書くそうですが、近助の活動にぜひ参加をと行政区自治会への参加を呼びかけております。また、市民活動課では行政区活動の手引なども発行されておりますが、市民の疑問や不満を解消させる努力をしているのかというと、不十分だと言わざるを得ません。未加入家庭には懇切丁寧に説明をし、理解を得るよう努力し、それでも理解しない人にはそれなりの理由があります。無理強いをせず、理解を求めるように配慮をすべきと考えるわけであります。未加入者に配布しないのではなく、全ての市民に配布物を届けることが求められており、その責任は市にあります。行政区と自治会の問題点も多々あり、今後の課題として私たちは取り上げていきたいと考えてまいります。

したがって、今定例会に提出された敬老の日への招待状を全対象者に配布することを求める請願については、今後の課題もあります。そして、その取り組みも含め市の対応が不十分であるとは考えますが、以上のような観点から消極的ながら賛成をするものであります。

委員各位の御賛同を心よりお願いし、賛成討論といたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。4番長田麻美君。

〔4番長田麻美君登壇〕

○4番（長田麻美君） 議案第61号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第62号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、この2件に対し反対の立場から討論を行います。

本議案については、人事院勧告に伴う期末手当等の引き上げということでございますが、人事院勧告を必ずしも完全実施しなければならないものではなく、少子・超高齢化社会を迎え財政状況は厳しい状況が続いている中、徹底した行財政改革が求められています。

こうした中、本年10月に消費税増税を実施し、市民への負担を増大した状況のもと、さまざまな行政課題を解消し、市民生活を向上するためにも特別職職員がともに身寄りしていく必要があると考えます。

限られた財源の中で市民の信頼に応えていくという観点からも、市民からの理解は得られないことを指摘し、反対討論といたします。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 請願第3号、「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願に

対する賛成討論を行います。

牛久市区長設置規則によれば、牛久市には64の行政区が存在しています。そして、それぞれに自治会、地域、自治団体が組織されています。同じ行政区の中で自治会に入っている住民も入っていない住民もおられます。また、行政区長と自治会長が同じ場合も違う場合もあります。さらには、牛久市行政区運営費補助金交付要綱によれば、行政区以外の地域自治団体も想定されています。区長や自治会の役員の方々が日夜、地域住民の触れ合いと安全・安心、住みやすい環境づくり等のために奮闘されていることに敬意を表します。

しかし、それでも自治体に入ってくれない住民がおられることも事実です。そして、その原因はさまざまです。その原因を詮索しても始まりませんし、自治会加入を強制することもできません。

今回、敬老の日式典に行政区等、つまり自治会への加入の有無に関係なく地域住民の全ての対象者に招待状を配布することを求める請願が出されていますが、既にそのようにしている行政区、自治会もあります。そのような行政区、自治会の考え方は、今は自治会に入っていないでも、こちらが加入の有無にかかわらず対応し、交流を深めることによって住民相互の触れ合いと地域のまちづくりが促進され、ひいては自治会への加入にもつながるだろうとのことだそうです。その他の行政区自治会でもお祭りなどでは自治会の加入、非加入に関係なく参加を歓迎しているところも少なくありません。

私は、このような考え方が大切なのではないかと考えます。これから災害対策、高齢者の見守りなどの重要性が増している中で、自治会への加入の有無にかかわらず、住民相互の触れ合いと地域のまちづくりがさらに求められているのではないのでしょうか。

牛久市は牛久市行政区運営費補助金交付要綱に基づき各行政区の運営費を補助しています。要綱にはその趣旨として、地域住民相互の触れ合いを促進し、地域まちづくりの推進を図るためと明記されています。どこにも自治会に加入している住民だけ等とは書かれていません。その意味でも、市は自治会への加入の有無によって地域が分断されることを放置、あるいは助長するようなことがあってはなりません。公費で補助金を支出している立場から考えても管理者責任の放棄と言われたいよう努めるべきであります。

区長や自治会の役員の方々が日々努力しているにもかかわらず、自治会に入ってくれないことの悔しさ、残念さも十分に理解できます。また、自治会の会費を自治会に入っていない人のために使うことへの抵抗感もわからないわけではありません。しかし、それらを乗り越え、地域住民全体の相互の触れ合いを促進し、地域まちづくりの推進を図るために、まさに市の行政指導、支援が求められているのではないのでしょうか。

他方で、請願書に書かれている行政指導は、通り一遍の通達というのではなく、区長や自

治会の役員の方々に懇切丁寧にお話しし、理解を求めながら進めていくべきと考えます。そして、困難があれば一緒に考え、必要な支援も考えるべきであります。

以上のような趣旨でこの請願に賛同するものであります。

議員諸氏の御理解と賢明なる御判断を期待いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。5番山本伸子君。

〔5番山本伸子君登壇〕

○5番（山本伸子君） 請願第3号についての反対討論を行います。

敬老の日式典は、長寿を祝い、地域の方との交流を深め楽しいひとときを過ごしていただく催しです。今年度の敬老の日の対象となる75歳以上の市民は約1万人を超え、当市においても高齢化で対象の方がふえる傾向にあります。

そんな中、敬老の日式典を開催するに際して多くの行政区長や担当者の方が会場の準備や取りまとめに御苦労されていることも耳にするとところです。

式典の開催の費用は、敬老の日大会事業交付金として市から各自治会に拠出をしていますが、行政区によっては自治会費からも支出をしているところもあり、一口に敬老の日式典といってもその形態はさまざまです。

市が発行している行政区自治会活動の手引によると、行政区の活動とは住みよい豊かなまちづくりのために行う活動であり、地域におけるいろいろな問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体となっています。

行政とのパイプ役としての役割やごみ出しや清掃活動などの環境の保全、防犯、防災の対策、そして、交流活動と多種多様な活動がある一方、自治会に加入する市民は減少し、その役割を担う役員も高齢化となり、なり手不足も深刻な課題です。

この請願事項には敬老の日式典への招待状の配布について、行政区等への加入の有無に関係なく地域住民の全ての対象者に確実に配布されるよう各行政区長等に対する牛久市の行政指導を求めるとありますが、そもそも行政指導とは、牛久市行政手続条例の第4章に、行政指導の一般原則として次のように書かれています。行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務、または所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと、及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならないと、こうあります。

私は、この条文から、今回の請願は行政機関の任務、または所掌業務の範囲を逸脱するおそれがあるものと考えます。敬老の日式典のみならず、行政区の活動においては、自主性、主体性を尊重し、その地域地域での実情に合わせた柔軟な方法を模索すべきであり、今回のような行政指導にはそぐわないと判断するものです。よって、この請願には反対いたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番柳井哲也君。

〔9番柳井哲也君登壇〕

○9番（柳井哲也君） 請願第3号について賛成討論のところ壇上に立たせていただきました。実は私は、この課題は議場であれこれ討論すべきものではないなという思いで、それが本音でございます。なじまないというのが本音であります。

これ想像してみますと、敬老の日大会のことを多分牛久市の担当は、区長会でこういう計画でこういうふうには今回はやりますということで区長さんに区長会で恐らく説明しているんだと思います。その上で、いろいろなものを準備して配布、区民館でするのか、区長宅でするのか、それをやっているんだと思います。そこまでは市の仕事だと思っております。それ以後は先ほどのような議論がありました。常任委員会では出ませんでしたけれども、あとは自治の問題であろうと私は考えます。そこに行政指導をすべきということになりますと、これは自治を放棄、反対にすることになりまして、なおかつどこまで市はやったらいいのかという問題になるかと思っております。

牛久市の立場は、自治の問題は、しっかりと、恐らく介入すれば文句言われるだろうから、自治でしっかりとやっていただきたいなと見ておることだと思っております。自治を尊重するという言い方で市は対応しているのではないかと思います。だから、行政指導云々については、私は実は反対なんです。あそこは削除してほしいという思いがあります。

ところが、じゃ配らなくていいのか、それもまずいだろうと思っております。じゃ、どうすればいいのか、これはやっぱり市の考えを、多分私が想像して言ったとおり、それに自治でもって応えていくべきではないかなと、うまく自治会がまとまってスムーズにいくように互いに努力してやっていくべきではないかなと、そういう形で全ての対象者とか関係者に配布されていくべきではないかなという思いで、したがって、本当はこういう問題はここでやるべきじゃないなと思った次第でありますけれども、最後の配らなくていいのかという問題にはならないので配ってほしいなと。そのために十分話し合いを詰めてほしいという思いで賛成のほうにやらざるを得ないかなという思いで立たせていただきました。

皆様の御理解をどうかよろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。11番池辺己実夫。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 反対の立場から討論させていただきます。

敬老の日大会、本当に高齢者が楽しみにしている大会で、大切な大会だと本当に思っています。私も毎回、行政区で招待受けて何行政区か行っています。本当に趣向を凝らしてやってい

ただいています。それも各自治体のお金を使ってやっています。

私は、正直、全部の行政区じゃないですけど、名前はちょっと出さないですけど4行政区回って区長さんとか役員の方とお話しさせていただきました。

ほかの市町村のような形でどこか1カ所に集めてやるような大会を催す場合には、これは市のほうで、牛久市の場合だと高齢福祉課ですかね、そういった形で案内を出して、そこに一堂に会してやるというのは何となくわかるんですけど、各行政区にお願いをして各行政区主体でやる、自治でやる、そこにじゃ、今度は区長だから市民活動課なんですかね、そういった方が行政指導をしてやるということは、私はそれはちょっと違うんじゃないかな。準備も物すごい大変な形で役員の方、やっています。お金も自治会のお金をかけてやっています。そういった観点からいくと、やはりこれは違うんじゃないかなという形で私は反対です。私はちょっときょう、原稿を書いていないんでうまく説明できたかどうかわかりませんが、議員各位の御賛同をお願いして、反対の立場の討論とさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

---

午前11時17分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

池辺議員。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 失礼しました。ただいまの反対討論は請願第3号についての反対討論です。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号ないし議案第74号の16件、意見書案第2号及び意見書案第3号の2件、請願第2号及び請願第3号の2件について順次採決をいたします。

初めに、議案第59号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、牛久市下水道事業の設置等に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、牛久市水洗便所改造資金助成条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号、「労働者協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書、本案に対する委員長の報告は継続審査であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、請願第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号、「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、請願第3号は採択することに決しました。

次に、日程第21、議員提出議案第4号の1件を議題といたします。



議員提出議案第4号 牛久市職員のハラスメント防止に関する条例について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 議員提出議案第4号、牛久市職員のハラスメント防止に関する条例についての提案理由を申し上げます。

厚生労働省の調査では、ハラスメントの相談件数が毎年右肩上がりに増加し、2018年には都道府県労働局への相談だけで8万件を超えています。そのため、本年5月には、女性活躍

推進法や労働施策総合推進法などのセクハラ、パワハラ防止対策の強化を目的とする、いわゆる「パワハラ防止法」が成立しました。

ハラスメント、つまり嫌がらせは種類が大変多く、現在、35種類ともそれ以上とも言われています。牛久市には、これまでハラスメントに関して2014年に制定した「牛久市役所パワーハラスメント防止条例」と2013年に制定された「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」がありました。今回の条例は、これらの条例や要綱との整合性を図るとともに、パワハラ、セクハラだけでなく、近年大きな問題になっているマタニティハラスメント、モラルハラスメントも類型として組み込んでいます。

市民に対する公共サービスの質を向上させるためには、適切な労務管理とともに、市職員の労働環境とモチベーションの向上が必要不可欠であります。ハラスメントが横行するような市役所に質の高い公共サービスを期待することはできません。

以上の理由から、牛久市職員のハラスメント防止に関する条例の制定を提案するものであります。

**○議長（石原幸雄君）** 以上で14番杉森弘之君の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石原幸雄君）** 以上で議員提出議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石原幸雄君）** 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石原幸雄君）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石原幸雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石原幸雄君）** これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号について採決をいたします。

議員提出議案第4号、牛久市職員のハラスメント防止に関する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 16番黒木のぶ子君。自席で結構ですので、動議の内容について簡潔に説明をお願いします。

○16番（黒木のぶ子君） 市川圭一君に対する監査委員の辞職勧告決議でございます。

○議長（石原幸雄君） ただいま、16番黒木のぶ子君より、市川圭一君に対する監査委員の辞職勧告決議について動議が提出をされました。動議は会議規則第16条の規定により、ほかに1人以上の賛成者がいなければなりません。賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前11時36分休憩

---

午前11時36分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、16番黒木のぶ子君ほか2名から決議案第3号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第3号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、決議案第3号の1件を議題といたします。

---

追加日程第1 決議案第3号 市川圭一君に対する監査委員の辞職勧告決議について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番黒木のぶ子君。

〔16番黒木のぶ子君登壇〕

○16番（黒木のぶ子君） それでは、決議案第3号、市川圭一君に対する監査委員の辞職勧告決議（案）を朗読をもって提案させていただきます。

牛久市長選挙の告示を目前に控えた本年8月、市川圭一君を代表とする牛久市議有志の会から「これでいいのか？USHIKU No. 2」が市民に配布された。

その文書は、監査委員として職務上知り得たと思われる内容を含め、イズミヤの撤退に係わる敷金の返還に充当するための牛久都市開発株式会社に対する4億円の貸し付けが「法律違反ではないのか?」、市立幼稚園・保育園は年間約3億円の大幅赤字経営であり、ひたち野うしくに新幼稚園を建設した理由は「年収700万円を超える正職員約30名を継続雇用するためである」など、事実無根と思われる内容に満ちあふれており、市民をミスリードする意図が明らかに感じられる内容となっている。

この文書の内容については、市議会の3会派から事前に質問状が提出され、11月26日に開催された議員連絡会の席上で同君に回答を求めたが、質問に対するまともな回答がなく、事実無根と思われる文書を配布したという反省の様子は客観的にも見られなかったことから、「同君には監査委員の資格は無い」との意見が大勢を占めるに至った。

一方、今会期中の12月11日、あくまでも一般論という前提で、同僚議員が監査委員の守秘義務に係わる一般質問を行ったが、監査委員事務局長は「監査委員という名称を用いなくても、監査委員の職にある者が職務上知り得た秘密を公表することは、地方自治法第198条の3に規定される監査委員の守秘義務違反に抵触する可能性が考えられる」と明確に答えたことも記憶に新しいことである。

そこで、これらの一連の事実経過を踏まえ、牛久市議会は、市川圭一君に対して、牛久市監査委員を辞職するよう、勧告するものである。

以上、決議する。

○議長（石原幸雄君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、決議案第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第3号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより決議案第3号について採決をいたします。

決議案第3号、市川圭一君に対する監査委員の辞職勧告決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、決議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和元年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時44分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 原 幸 雄

署名議員 北 島 登

署名議員 杉 森 弘 之